

千葉県立保健医療大学情報処理施設利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学情報処理施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 施設は、教育・研究に関する場合及び学長が必要と認めた場合に利用する。

2 本学の教職員、学生及びその他、ネットワーク管理者が認めた者は、前項の利用を妨げない限り施設を利用することができる。

(休業日)

第3条 施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（原則として12月28日～翌年1月4日）

2 前項の規定にかかわらず、学長が認めたときは臨時に利用することができる。

(利用時間)

第4条 施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が認めたときは利用時間を変更することができる。

(利用手続き)

第5条 第2条第2項により施設を利用する者は、利用願（別記様式）を利用前に学生支援課に提出し、学長の承認を受けなければならない。

2 利用者は、施設に備え付けの「コンピュータ使用簿」に必要事項を記入するものとする。

(遵守事項)

第6条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) コンピュータ及び付属設備を破損し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (2) 授業、研究、その他業務の妨害となる行為をしないこと。
- (3) その他、別に定める注意事項を守り、大学の指示に従うこと。

(管理)

第7条 施設の鍵は、学生支援課が保管し、利用者はその都度借り受け、利用後は速やかに返却すること。

(損害の賠償)

第8条 コンピュータ及び付属設備を利用する者が、故意、過失によりこれを破損し、汚損し、又は滅失した場合は、原則としてその損害を弁償するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、千葉県立保健医療大学施設管理規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月4日から施行する。

情 報 処 理 施 設 利 用 願

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

千葉県立保健医療大学情報処理施設利用規程第5条の規定により次のとおり
利用したいので承認願います。

記

1 利用目的

科目名	担当教員名	学習内容 (該当する項目すべてに○印)
		文書作成・データ処理・インターネット・ メール・印刷 その他(具体的に記載)
		文書作成・データ処理・インターネット・ メール・印刷 その他(具体的に記載)

2 利用日時 令和 年 月 日 () 時 分から
 令和 年 月 日 () 時 分まで

3 利用人員

学籍番号	氏 名	学籍番号	氏 名

⑨ 情報処理施設の利用に当たっては、情報処理施設内の掲示をよく読むこと。

コ ン ピ ュ ー タ 使 用 簿

使用年月日	氏 名 (担当教員)	コンピュータ番号	開始時間	終了時間	備考
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

注 トラブルが発生した時は、別紙「トラブル記入簿」に記載すること。

ト ラ ブ ル 記 入 簿

令和 年 月 日 ()

トラブルを発見したら、学生支援課（仁戸名キャンパスは「事務局連絡窓口」）に連絡するとともに、以下に記入しておいて下さい。

症状は、できるだけ詳しくお願いします。

[illegible]